

## 県立病院機構評価委員会について

### 1 経緯

- 県立病院（中央病院・北病院）は経営健全化を図るため、平成22年4月に公務員型の特定地方独立行政法人へ経営形態を移行した。
- 知事は、3年以上5年以下の期間で、病院機構が県民に対して提供するサービスの内容、業務の質の向上、業務運営の改善、財務内容の改善に関する事項等について、達成すべき目標（中期目標）を定めることとされており、平成22年度から平成26年度までの5年間は第1期中期目標期間、平成27年度から令和元年度までの5年間は第2期である。
- 来年度からは第3期中期目標期間となる。

### 2 地方独立行政法人評価委員会

- 地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、設立団体の長（知事）の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会を置く。（地方独立行政法人法第11条第1項）
  - 評価委員会の役割（法第11条第2項）
    - ・ 知事が行う中期目標の策定、中期計画の認可に対する意見
    - ・ 知事が行う業務実績の評価に対する意見
    - ・ 知事が行う中期目標期間終了時の検討（業務の継続・廃止等）に対する意見 等
  - 評価委員会の構成（条例第2条、第3条）
    - ・ 委員数 5名（医療又は経営に関し学識経験のある者から知事が任命）
    - ・ 任期 2年
- ※ 通常は年2回程度の開催であるが、今年度は中期目標の策定等のため年6回程度開催
- ※ 評価委員会の審議は原則公開し、会議録を後日公表（発言者名は伏せる）

### 3 中期目標・中期計画

- 知事は、中期目標を策定しようとするときは、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。（法第25条）
- 病院機構は、中期目標を達成するための中期計画を策定し、知事の認可を受けることとされている。知事は中期計画を認可しようとするときは、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。（法第26条、第83条）

### 4 業務実績評価

- 評価の種類（法第28条第1項）
  - ① 各事業年度における業務の実績評価（毎年度）
  - ② 中期目標期間の終了時に見込まれる当該期間における業務の実績評価（R1年度）
  - ③ 中期目標期間における業務の実績評価（R2年度）
- 評価の手続（法第28条第2項～第5項）
  - ・ 知事は、病院機構から提出された報告書をもとに、病院機構からのヒアリング及び評価委員会の意見等を踏まえて業務実績の調査分析を行い、総合的な評価を行う。
  - ・ 知事は、評価を確定した際には、病院機構に評価結果を通知し、県ホームページにおいて公表するとともに、議会に報告する。

### 第3期 県立病院機構 中期目標・中期計画策定スケジュール

福祉保健部 医務課

項 目		第2期中期目標期間(H27～R1:5年間)											第3期中期目標期間(R2～R5:4年間)							
		R1年度											R2年度							
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
病院機構		中期計画案の作成																		
山梨県	評価委員会 (中期目標策定)	評価委員 改選	①						④	⑤	⑥									
		中期目標案の審議・意見書提出							中期計画案の審議 ・意見書提出											
	評価委員会 (業務実績評価)				②	③												①	②	
				H30年度 実績評価		第2期期間 見込評価											R1年度 実績評価		第2期期間 実績評価	
県議会	議決事項									中期目標 議決 (12月議会)			中期計画 議決 (2月議会)							
	報告事項					H30年度実績評 価・第2期期間 見込評価報告 (9月議会)												R1年度実績評 価・第2期期間 実績評価報告 (9月議会)		

## 地方独立行政法人山梨県立病院機構 第3期中期目標の主なポイント

### 1 新たな部門計画に基づく取り組み（追加・重点化）

#### ◎ 中央病院

- ・ がんゲノム医療を推進し、適切な医療提供体制の整備を追加（P.2 第2-1）  
【H30.3策定 県がん対策推進計画（H30～H35）】

#### ◎ 北病院

- ・ 依存症患者に対する専門医療の提供を追加（P.2 第2-1）  
【H31.3選定 アルコール健康障害に係る専門医療機関（北病院）】
- ・ 認知症患者に対する専門医療の提供を追加（P.2 第2-1）  
【H30.3策定 県認知症対策推進計画（H30～H32）】

### 2 県の重要課題に関わる取り組み（追加・重点化）

#### ● 県と協働して医師確保対策に取り組む

- ・ 医療従事者の計画的な育成、研修の一層の充実を強調（P.3 第2-3）
- ・ 他職種移管など労働時間の短縮に向けた検討・措置を追加（P.4 第2-3）
- ・ より多くの研修医や専攻医の育成を強調（P.5 第2-4）
- ・ 他の医療機関への診療支援の積極的な実施を強調（P.5 第2-4）

#### ● 地域包括ケアシステムの構築

- ・ 病病・病診連携の一層の推進を強調、介護との連携強化を追加（P.4 第2-4）

#### ● 災害時における医療救護

- ・ 県内医療従事者の訓練等、基幹災害拠点病院の役割を追加（P.5 第2-5）

#### ● 後発医薬品

- ・ 使用割合向上に寄与を追加（P.7 第5-1）

### 3 第2期の状況・評価委員会の指摘等を踏まえた取り組み（追加・重点化）

#### ○ 施設設備等の整備

- ・ ライフサイクルコストや地域の医療需要の考慮を追加（P.3 第2-1）

#### ○ 医薬品の適正管理を追加（P.3 第2-1）

#### ○ 財務内容の改善

- ・ 長期的な資金収支の分析などによる計画的な資金管理を追加（P.7 第4）

#### ○ 法令・社会規範の遵守

- ・ 遵守を確保するための内部統制体制の整備を追加（P.7 第5-2）

#### ○ 人事管理

- ・ 将来の人事配置を見据えた計画的採用などによる職員構成の適正化を追加（P.7 第5-4）

旧（第2期）	新（第3期）
<p>前文</p> <p>第1 中期目標の期間</p> <p>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 医療の提供</p> <p>(1) 政策医療の提供</p> <p>(2) 質の高い医療の提供</p> <p>(3) 県民に信頼される医療の提供</p> <p>2 医療に関する調査及び研究</p> <p>3 医療に関する技術者の研修</p> <p>(1) 医療従事者の研修の充実</p> <p><u>(2) 県内の医療水準の向上</u></p> <p>4 医療に関する地域への支援</p> <p>(1) 地域医療機関との協力体制の強化</p> <p><u>(2) 地域医療への支援</u></p> <p>(3) 地域社会への協力</p> <p>5 災害時における医療救護</p> <p>(1) 医療救護活動の拠点機能</p> <p>(2) 他県等の医療救護への協力</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築</p> <p><u>2 効率的な業務運営の実現</u></p> <p>3 経営基盤を安定化するための収入の確保、費用の節減</p> <p>4 事務部門の専門性の向上</p> <p>5 職員の経営参画意識の向上</p> <p><u>6 職場環境の整備</u></p> <p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 保健医療行政への協力</p> <p>2 法令・社会規範の遵守</p> <p>3 積極的な情報公開</p>	<p>前文</p> <p>第1 中期目標の期間</p> <p>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 医療の提供</p> <p>(1) 政策医療の提供</p> <p>(2) 質の高い医療の提供</p> <p>(3) 県民に信頼される医療の提供</p> <p>2 医療に関する調査及び研究</p> <p>3 医療に関する技術者の<u>育成、確保及び定着</u></p> <p>(1) 医療従事者の研修の充実</p> <p><u>(2) 職場環境の整備</u></p> <p>4 医療に関する地域への支援</p> <p>(1) 地域医療機関等との協力体制の強化</p> <p><u>(2) 地域の医師不足に対する支援</u></p> <p><u>(3) 県内の医療水準の向上</u></p> <p>(4) 地域社会への協力</p> <p>5 災害時における医療救護</p> <p>(1) 医療救護活動の拠点機能</p> <p>(2) 他県等の医療救護への協力</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築</p> <p>2 経営基盤を安定化するための収入の確保、費用の節減</p> <p><u>(1) 収入の確保</u></p> <p><u>(2) 費用の節減</u></p> <p>3 事務部門の専門性の向上</p> <p>4 職員の経営参画意識の向上</p> <p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 保健医療行政への協力</p> <p>2 法令・社会規範の遵守</p> <p>3 積極的な情報公開</p> <p><u>4 人事管理</u></p>